

「電力の固定価格買取制度 (Feed-in Tariff)」に関する研究 - ドイツと韓国における政策の比較を中心に -

孫 範碩

キーワード：固定価格買取制度、再生可能エネルギー、Feed-in Tariff、Renewable Energy、太陽光発電

1. 研究の背景と目的

2007年に発表されたIPCC第4次評価報告書は、地球温暖化が人間の活動による温室効果ガスの排出に起因することを明示した。地球温暖化の防止とエネルギー需給の安全保障のため、先進国を中心として再生可能エネルギーの拡大が進んでいる。

再生可能エネルギーから生産された電力を高値の固定価格で電力供給者が買い取ることを義務付けた「固定価格買取制度 (Feed-in Tariff)、以下、FIT」は、再生可能エネルギーの拡大に大いに貢献している政策として評価されている。現在40か国がFITを導入しており、ドイツと韓国もその中に含まれる。

しかし、表-1で示しているように、韓国は太陽光電力の買取価格が最も高いにもかかわらず、太陽光発電が伸び悩んでいる。

上記のことから、固定価格買取制度がうまく機能するためには、買取価格を高く設定すること以外にどのような要素が必要なのかを法的な側面から考察することを本論文の目的とする。

2. 研究方法

太陽光発電を主な対象として、ドイツと韓国における関連政策全般を検討する。また、市民の出資を基に太陽光発電設備の拡大を推進している韓国の「NPO エネルギー転換」の活動事例を取り上げ、ドイツに比べ韓国に欠けている要素を明らかにする。

3. 結論

ドイツは、小規模太陽光発電事業者に向けた長期低利融資プログラムである「太陽光 10 万プログラム(100,000 Dächer-Solarstrom-Programm)」とFITを併用した結果、太陽光発電が著しく増加した。つまり、小規模太陽光発電事業者がFITをたやすく活用できるようにした結果だといえる。

一方韓国は、「発電差額支援制度(韓国におけるFIT、以下、差額制度)」の不備な点と、太陽光発電設備を設置する際に発生する他の法律との矛盾が多く存在し、小規模太陽光発電事業者が差額制度を活用することが難しいといえる。

太陽光発電を拡大するためには、小規模太陽光発電事業者の、差額制度への参入を妨げる要素を撤廃する必要があると考えられる。

表-1 各国の太陽光発電設備の累積設置容量(単位:Mw)と太陽光電力の買取価格(単位:USドル)

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	太陽光電力の買取価格
オーストリア	6.1	10.3	16.8	21.1	24	25.6	0.659
カナダ	8.8	10	11.8	13.9	16.7	20.5	0.775
スイス	17.6	19.5	21	23.1	27.1	29.7	0.655
ドイツ	194.6	278	431	1,044	1,910	2,863	0.638
スペイン	15.7	20.5	27	37.4	57.7	118.2	0.631
フランス	13.9	17.2	21.1	26	33	43.9	0.788
イタリア	20	22	26	30.7	37.5	50	0.788
韓国	4.8	5.4	6.0	8.5	13.5	34.7	0.811

出典：IEA-PVPS(2006)とPaul Gipe(2007)から筆者作成